

支給対象となる事業者

次の①又は②に該当する「県内事業者」が対象となります。

個別具体的なケースにつきましては、お問合せください。

①営業時間短縮要請を受けた事業者（飲食店及びカラオケ店、大規模集客施設）と直接の取引がある（※）事業者

※時短要請対象事業者との年間取引金額が全体の50%以上を占めること

営業時間短縮
要請に協力した
事業者
(飲食店、大規模
集客施設)

直接取引

＜一時金支給対象の具体例＞

- 食品加工・製造事業者
- 食器・調理器具・備品販売事業者
- 接客・清掃サービス事業者
- 流通関連事業者 等

②外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主な事業（※）が対面で行う個人向け販売やサービス提供する事業者

※年間売上高が全体の50%以上を占める事業

外出自粛要請
等に応じた個人

対面での販売
サービス

＜一時金支給対象の具体例＞

- 旅行・宿泊・旅客運送関連事業者
- 教育・文化・娯楽・スポーツ・イベント関連事業者
- 冠婚葬祭事業者 ○マッサージ、エステ、整体院
- 小売、理・美容、生活衛生関連事業者 等

支給対象外となる主な場合

- ・要件②で、主に個人向けに対面で販売・サービスをしていない場合（BtoB事業者、オンライン販売事業者）
- ・県内事業者ではない場合（県内事業者とは「茨城県内に主たる事業所を有し、かつ、2020年（又は2019年）において所得税又は法人税の納税地が茨城県内である場合」です。）
- ・売上減少の理由が、県の非常事態宣言等の影響によらない場合（体調不良、天候不順等による売上減）
- ・茨城県から、飲食店及びカラオケ店や大規模集客施設に対する営業時間短縮要請を受けた場合

支給に係る審査等



- ・審査過程において、職員による事情聴取や立入検査等を行うことがあります。
- ・対象月売上確認のため、令和3年確定申告書の提出を求める場合があります。
- ・虚偽申請や不正受給を行った場合、速やかに支給額を返還していただきます。
※併せて加算金（年利10.95%）及び延滞金の納付を要します。
- ・悪質な場合は、申請者の屋号・氏名等を公表するとともに、**刑事告発**等の対応をさせていただきます。

申請前に必ず、県ホームページにて詳細をご確認ください。

URL : https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/ichijikin/kanre_ichijikin_2108-09.html

